

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

平成20年9月12日(金)

開会 13時30分

閉会 16時00分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 丹保健一委員長、竹下譲委員、井村正勝委員、山根一枝委員、向井正治教育長

欠席者 無し

## 4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

学校教育分野総括室長 松坂浩史 社会教育・スポーツ分野総括室長 杉野周二

研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

教育改革室長 中谷文弘 教育改革室副室長 丹羽毅 教育改革室主幹 中原博

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 横田浩一

福利・給与室長 神戸保幸 福利・給与室副室長 谷岡徳夫

福利・給与室副室長 三井久美子

学校教育分野

高校教育室長 山口千代己 高校教育室副室長 田中真司

全国高総文祭推進特命監 伊藤仁司

小中学校教育室長 鈴木繁美 小中学校教育室指導主事 飛岡美穂

特別支援教育室長 土肥稔治 特別支援教育室主幹 東直也

社会教育・スポーツ分野

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室主幹 別所志津子

スポーツ振興室主査 岩出卓 スポーツ振興室指導主事 奥井達司

## 5 議案件名及び採決の結果

| 件名  | 審議結果 |
|---|------|
| 議案第27号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 | 原案可決 |
| 議案第28号 平成20年度教育功労者表彰について                  | 原案可決 |

## 6 報告題件名

| 件名   |
|--|
| 報告1 平成21年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について             |
| 報告2 第33回全国高等学校総合文化祭(三重大会)の準備状況について                             |
| 報告3 各採択地区における平成21年度使用小学校用教科書の採択状況について                          |
| 報告4 平成20年度全国高等学校総合体育大会の結果について                                  |
| 報告5 平成20年度三重県中学校総合体育大会、第30回東海中学校総合体育大会及び平成20年度全国中学校体育大会の結果について |

- 報告 6 国民体育大会第 29 回東海ブロック大会結果及び第 63 回国民体育大会について
- 報告 7 宮川高校と相可高校の統合について
- 報告 8 指定管理者選定の進捗状況について
- 報告 9 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について
- 報告 10 職員の懲戒審査の取扱いについて
- 報告 11 「小中学校の適正規模について(案)」について

## 7 審議の概要

### ・開会宣告

丹保委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

向井教育長が別の会議のため出席が遅れているが、5人の委員のうち4人の委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回教育委員会(平成20年9月3日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

### ・議事録署名人の指名

山根一枝委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第28号が個人情報を含むため、報告7、8、9、11が意思形成過程のため非公開にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第27号を審議し、報告1から6、報告10を報告し、その後、非公開の議案第28号を審議し、報告7、11、8、9を報告することを確認する。

### ・審議内容

#### 議案第27号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案(公開)

(福利・給与室長説明)

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について別紙のとおり提案する。提案理由、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

1ページは規則改正案です。3ページをご覧ください。新旧対照表でご説明します。学校の移転によるへき地学校の級別指定の変更に伴う規定の整備です。へき地学校の級別区分につきましては、不便さの程度が高いところを3級とし、以下2級、1級と別表第二で定めています。また、1級ほどではないですが、へき地学校に準ずる学校については、別表第三で定めています。今回変更となるのは、別表第三の度会郡南伊勢町立南島中学校です。南島中学校はへき地に準ずる学校に指定されていましたが、移転により新旧対照表の上の欄、別表第二の1級に変更になります。以上です。

#### 【質疑】

委員長

1級の学校とへき地学校に準ずる学校の違いは何ですか。

福利・給与室長

へき地手当の支給のための区分であり、準ずる学校の方は給料の4%、1級の学校は8%という違いがあります。

委員長

それは給料の面ですが、どうなれば1級になるのかという条件です。いろいろあるかと思いますが、簡単をお願いします。

福利・給与室長

例えば、中学校に通う生徒のうち遠距離通学の生徒がどれだけいるかという割合や、学校から文化

施設等までの距離など不便さの程度を調べて指定します。これは文部科学省の規則で定められています。

委員長

今回、どの部分が、どのように変わったので、このようになったという資料が欲しかったのです。これでは、我々は判断する根拠が全くありません。

竹下委員

過疎小学校、過疎中学校と、へき地学校とは違うのですか。同じですか。

福利・給与室長

給料の支給規則上、過疎の地域指定はありません。過疎の地域、過疎町村の指定は、また違う観点から行われていると思います。

竹下委員

前に教育委員会で審議がありましたが、過疎小学校、過疎中学校になると先生の手当が上がるということも聞いていますが、説明を聞いている限りでは同じ内容に聞こえます。過疎小学校、過疎中学校の場合は文部科学省が別表を作り、いろいろな点数の合計により指定していると聞いていますので調べておいてください。

委員長

今、表があればいいのですが、簡単に説明していただければ結構です。

福利・給与室副室長

表はありませんが、今ご説明のあった過疎の小中学校ということであれば、今回のへき地学校とは同じです。これは、文部科学省の省令がありその基準に基づいて市町教委で調査し級を決めます。今回、南島中学校が移転しましたのでへき地の算定をしていただきました。遠隔地から通っている生徒の割合が増えたり、高等学校までの距離が遠くなったり、文化施設までの距離が遠くなったりして4.5点になり1級となりました。

竹下委員

へき地の度合いが進めば進む程、数字があがっていく訳ですか。1級が一番低いのですか。

福利・給与室副室長

一番低いのは準へき地です。高い方で言えば全国的には5級もありますが、三重県の場合は神島の小中の3級となります。

竹下委員

同じであるということを前提にですが、前の時は、いなべ市かどこかが合併の時に問題になりました。かなりの数の小学校、中学校が過疎小学校、過疎中学校になるということで、それはおかしいという意見を言わせて貰ったと思います。今日まで過疎でない学校が、なぜ明日から合併したとたんに過疎小学校、過疎中学校になるのだ、そんなおかしなことはない。いくら文部省の規則であれ、それはおかしいというような話をしたことがあります。それで文科省に問い合わせをしてくれましたが、結局だめだということで過疎小学校、過疎中学校に一度なりました。一度なったのですけれど、その時は承服できなかったものですから、中央審議会の委員に話したところ、中央審議会でおかしいということになり、それを变える、要するに県の裁量に任せるという形にできたと思います。

その時の事務局からの説明は、大阪府などでは過疎にしないと判断している。だから三重県も過疎小学校、過疎中学校にしない。いなべ市の場合も一度過疎にしたけれどまた元に戻す。それからその後で、津市の合併がありましたが、過疎にしないという形になりました。このことからいきますと、文部科学省の表の数値に全面的に従う必要はないのです。ですから、本当に先生が通うのに不便になったかどうかということを考慮して、その結果不便になったんだということならば当然これを適用してもいいでしょうけど、何も状況が変わっていないにも関わらず、たまたま遠くから通ってくる子が増えて、それで点数が上がったのであれば、この給料を上げるということは連結する必要はないのと思うのですが、その辺はどうなっていますか。

福利・給与室副室長

前回の経緯は詳しくないですが、たぶん市町村合併の時にへき地を見直すかどうかということがあります。これは省令上決まっています、移転した時とか新設校があった時は、もう一回指定の見直しをなささい、またはそれに準じるくらい著しくへき地の度合いが変わった時は見直しなささいとなっています。市町村合併はその著しくへき地の状況が変わったかどうか当てはめるかどうかだと思います。それでそこは少し裁量があると思います。著しく学校を取り巻く状況が変わったかどうかと

いうことは、確かに委員が言われたように、裁量があるかと思うのですが、省令で移転した時とか、統合新設があった時はこうしなさいよとあり、今回はこの中学校が移転をしたので、指定の見直しをしなければいけないこととなります。

竹下委員

移転した時も、先生たちの通勤が非常に不便になったのかどうかという実質的な判断を聞きたいのですが。

福利・給与室副室長

まず、しなければいけないことなので。

竹下委員

いや、こだわるのは、前の時の判断で例えば、教育委員会との距離、これが非常に点数が高かったはずですが、距離が遠くなればそれは過疎小学校、過疎中学校なのだと結びついたような気がするんですけど、それからいくと、移転して純粋に教育委員会との距離を測った時にこれは点数が高く、過疎あるいはへき地だとしてしまっているのかどうかです。そうではなくて、そんなものは考慮せずに実際に移転をして先生方の通勤が非常に不便になったということであるならば良いです。そうではなくて、ひょっとすれば逆に便利になったかも分からない。ただ、たまたま教育委員会との距離が遠くなった。前回の合併の時の判断は、過疎にしないということでしたから、それを今回過疎にしてしまうということになるならば矛盾することになります。だからその辺のことを聞いているのです。要するに本当に不便になったのかどうかということです。

福利・給与室長

今回、へき地を調査するにあたって、点数化をしており、その点数化の場合はいくつもの項目がありまして、委員が言われたように教育委員会からの距離も当然あり、それから文化施設の整備、高校までの距離、遠隔地児童の全学校の生徒に占める割合とか、それらをトータルしています。

委員長

それは分かります。

竹下委員

その中で教育委員会との距離が、一番点数が高かったのですよ。

委員長

今言っているのは、文科省の基準があるわけですが、実質的に先生方に給料を与えるだけの意味がある表になっているかどうか疑問を持っているわけです。三重県の教育委員会として自主的に教師に対して負担が増えたということであればまったく問題はないのです。それがもしあるのならばおっしゃってくださいということです。しかし、全くなくて、むしろ便利になったっていうのに手当を出すのはおかしいでしょというのが議論なのです。教員にとって距離が遠くなったので通勤が大変になったとかがあればおっしゃって欲しいということです。それがあれば我々は全然問題ありません。

高校教育室長

竹下委員が言われているのはいなべ市ができる時、藤原町が他の3町と合併する時に、教育委員会が藤原町の役場から大安町の役場へ移り、だいが南へ下がりました。その時に役場の位置、教育委員会の位置が変わったので点数を上げたのですが、それはおかしいだろうという話だったと思います。今回、南伊勢町の南島中学校は、旧南島町の入り口、慥柄というところにあったのですが、それが奥の方、南島方向の東宮というところへ移動しました。先生方は、実際伊勢の方から通っている人が多く、より南島の奥へ行かなければならないということで距離的には遠くなったと思います。町内の人だったら、これは町内の移動ですからどうなるか分かりませんが、統合によって、南伊勢町の中でも奥に行ったということは間違いがないことです。耐震化ができてないとか色々なことで南島高校の校舎を使わせてくれということで、南島中学校が移動したという経緯です。

井村委員

わざわざまた不便なところへ行ったということですか。

高校教育室長

南島と南勢が合併して、大きな南伊勢町になり、教育委員会は南勢町の方になりました。南島の入り口にあったのですが、それが奥へ入っていったというイメージです。

井村委員

奥へ入っていったというのは分かるのですが、先ほどおっしゃったように不便になったのか、ならないのかということです。

高校教育室長

何を持って不便になったかというのは非常に難しいもので、福利・給与室は、例えばバス停からの距離とか、そういうことで点数を出していると思います。そういうことを含めて今回の改定になったということだと思います。

井村委員

それが県民にとって納得のいくようなことなのか、ということをお我々は心配しないといけません。

高校教育室長

前回の竹下委員が言われた時、ちょうど私も教育委員会に出席させていただいており、今回もそれは無いと思っています。点数だけによるのではなく、生活者なり県民の立場から見ても納得できるのではないかなと思います。

竹下委員

確認をしておきますが、今おっしゃってくれているように、点数が決まっています、それに全部を当てはめて決めるということではなくていいという文科省の指導があったのですよ。ですから、まず我々の方で指導があったはず。中教審からそういう返答をもらっていますけど。そして、事務局から私に撤回するという形でやり直しますという説明がきました。そうなっているはずですから、杓子定規にあてはめるのではなくて今の高校教育室長の説明にあったように、不便なんだと言うのなら何も文句を言わないのですよ。ただ、不便にもなっていないのに、形式上これに点数をあてはめていくというようなことでは県民が納得いかないと思いますので、客観的に見て不便だということになるのであれば、これで私は良いと思います。

委員長

それで教えてほしいのですが、1級は8%で、2級・3級は何%でしたか。

福利・給与室長

2級が12%で、3級が16%になります。

委員長

それでは、実質的に先生方が不便をきたすということによろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

## 報告 1 平成 21 年度三重県立高等学校入学者選抜実施要領及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について（公開）

（高校教育室長説明）

平成 21 年度三重県立高等学校入学者選抜実施要領及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について、別紙のとおり報告する。

資料をご覧ください。高等学校分の概要となっています。その後が平成 21 年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項・三重県立特別支援学校入学者募集要項です。要項を 1 ページ繰っていただきますと日程がありますが、これは既に 6 月 25 日の教育委員会に提出させていただきました。それから 41 ページから特別支援学校も含めて 118 ページまで、これも 7 月 9 日の教育委員会に報告させていただきました承をいただいたところです。本日は、事務手続きの部分です。入試を進めていくにあたり、どういう事務手続きを行っていくかということで、最終的に今日了承をいただいたらこの冊子を配り、各中学校、高校でこの要項に基づいて事務手続きを進めてくださいというものです。

では、説明をさせていただきます。まず、高等学校からですが、1 ページをご覧くださいと思います。三重県立高等学校入学者選抜実施要項です。来年度、21 年度は、大きく 2 点変更があります。昨年度は前期選抜、後期選抜という大幅な改定でしたが、今年度については、2 点だけとなります。まず 1 点目、伊賀白鳳高等学校新設に伴う措置です。平成 21 年度より上野商業・工業・農業が総合専門高校として 1 つに統合され、伊賀白鳳高等学校となることから、平成 21 年度来春の入学選抜に係る事務手続き等すべてを上野工業高等学校において行うこととします。一本化で行うということです。

2 点目は、前期選抜における合格者内定通知及び後期選抜以降における合格者発表の時刻の変更ということで、合格者の発表時間を繰り上げたいということです。前期選抜では中学校の担当者が生徒の受検した高等学校すべて回って合格内定通知を受け取り、放課後までに中学校に戻って受験した生徒に結果を伝えています。また後期選抜でも生徒の受検結果を早急に把握し、不合格となった生徒に進路相談を行う必要がある

ことから、中学校の担当者が生徒の受検した高等学校を全て回って合否を掲示板で確認をしています。特に小規模な中学校では、職員の数も少なく、また、専門学科の高校は全県一区ですので受検の範囲が非常に広範囲になります。そのため授業の合間などの限られた時間の中で合格内定通知を受け取ることや合否の確認を行うことが困難な状況にあります。このような状況と各高等学校における合格内定通知及び合格者発表に要する時間を考慮して、合格内定通知及び合格者発表の時刻をそれぞれ、今までは10時だったのを30分繰り上げて、中学校、高校の便宜を図ろうというところです。

1ページ繰ってください。新旧対照表です。1の伊賀白鳳については、3ページと6ページに伊賀白鳳高校になったことによる変更点が波線で示されています。前期選抜における合格者発表、後期選抜における合格発表時刻の変更ということで、現行と新となっています。それぞれ10時のところを9時半と、3ページにかけて全部直ささせていただいたところです。冊子の方については、波線の部分がありますが、それは字句を修正したということで、内容の修正ではありません。今春の入試をほとんどそのまま踏襲しているということです。高等学校については以上です。

#### (特別支援教育室長説明)

特別支援学校の入学者募集要項について説明させていただきます。資料ですが、の三重県立特別支援学校入学者募集要項というところで、大きく2点変更をさせていただきました。1点は、応募資格のある者の記述の整理をしました。2点目は、再募集を実施するということです。

では、厚い冊子の113ページをご覧ください。2番の応募資格のある者というところを整理しました。これが各学校全てに記載されていたのですが、分かりやすいように、が幼稚部のこと、が高等部のこと、が専攻科のことと分けさせていただきました。

115ページをご覧ください。選考の日程について、出願日が21年1月28日から2月の2日で、高等学校の前期試験の日程に合わせてありますが、選考日は2月10日とさせていただきました。但し、聾学校の幼稚部は選考日が2月13日となっています。選考内容については、生徒の障がいが多様であるということで、各学校で生徒の実態に合わせた形で実施することとなっています。

続きまして117ページをご覧ください。再募集のところですが、今年度から再募集による選考を実施することとさせていただきました。特別支援学校を希望する者は、まず各学校の教育相談を受けていただきますが、その者のうち選考の一部または、全てを受けなかった者を対象として実施したいと思います。出願日が21年2月の24日から2月27日まで、選考日が後期日程と合わせまして3月12日です。当日、病気等やむをえない理由により受けられなかった者について追考査があります。

#### 【質疑】

##### 委員長

報告1はいかがでしょうか。

##### 山根委員

114ページの志願できる区域について、原則として保護者の住所が市とありますが、一番下の緑ヶ丘特別支援学校のように子ども自身が病院に入院しているとか、場所に関係がなく志願できるというように、これ以外の学校もできないのですか。子どもを中心には出来ないのですか。保護者に指定されるのでしょうか。

##### 特別支援教育室長

当然、日常生活は保護者と一緒であり、各学校は各地域に設置してありますので、出来る限り近いところに通学するという基本線はあります。保護者の方が居住されている住所として、今現在は規定しています。

##### 山根委員

ずいぶん、児童養護施設に該当の子どもがいるように思うのですが。

##### 特別支援教育室長

養護施設にですか。

##### 山根委員

はい、児童養護施設にも、かなりの障がいのお子さんとか、虐待を受けたお子さんがいて、保護者と離れて住んでいます。三重県の場合は児童養護施設が津市周辺に集中しているので、北勢地域、四日市、鈴鹿のお子さんがかなり中勢地域の養護施設にいる現実があります。

##### 特別支援教育室長

養護施設については、南勢地域では済美学園等々からは玉城へ通っていますし、近くから通学しているというような場合もあると思います。

##### 山根委員

実際そうですね。そういう規定は何も無いのですね。

##### 特別支援教育室長

そういうところについては、原則としてというところに対応していけばと思います。

委員長

他はよろしいですか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

## 報告2 第33回全国高等学校総合文化祭(三重大会)の準備状況について(公開)

(高校教育室長説明)

第33回全国高等学校総合文化祭(三重大会)の準備状況について、別紙の通り報告する。全国高校総合文化祭推進特命監から詳細の説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

(全国高校総合文化祭推進特命監説明)

平成20年度現時点までの準備状況についてご説明します。まず会議の開催ということで、第2回の三重県実行委員会を6月26日に三重県文化会館で開催しています。この時の協議事項ですが、19年度事業報告と決算報告、それから今年度の事業計画と予算案の承認ということでした。

次に、生徒の技能及び意識向上ということで、各部門で夏休みを中心に講習会や練習会を行っています。それから、生徒実行委員を中心に、全国からの関係者、参加者を歓迎するための具体案を只今検討しています。また、第32回群馬大会への参加ということで、資料1にありますように、延べ550人の生徒が群馬大会に参加、あるいは視察を行っています。

広報活動についてですが、広報グッズ、ポスター、チラシなどを作成します。一例を持ってきましたけども、こういうものを作って配布をしたいと思います。それから残日計を製作して、県立図書館のエントランスホールに置いています。また、遠隔操作で動くみえびいのロボットを津工業高校で作成していただき、イベント等で活用しています。さらに生徒実行委員会により、開催市町を中心に広報キャラバン隊を7月25日から8月22日にかけて実施しました。またカウントダウンイベント等ということで、県内のイベントには積極的に参加してPRを行っています。

続きまして会場設営の関係ですが、これは5ページの資料3をご覧くださいと思います。総合開会式は県営サンアリーナと会場が決まっています。練習会場につきましては、まだ一部調整中のところがあります。郷土芸能部門については、当初2日間の開催でしたが、3日間に増えています。費用的な問題や会場を代える等の問題はありません。現在、各会場にかかる運営要員計画を策定する為の調査を行っています。これが会場設営の関係です。

国際交流の関係ですが、群馬大会に招聘する為に三重県が韓国の京畿機械工業高等学校を招き、松阪市で高校生による交流コンサートを行い、その後、群馬大会でパレードとか総合開会式で演舞を披露していただきました。来年度の招聘に向けて中国、アジア地域、その他地域ということで、今、調整を行っています。以上が国際交流の関係です。

危機管理の関係では、現在、危機管理委員会で、危機管理方針の策定なり、あるいは危機管理計画の策定を行っています。本日、午前中に危機管理委員会を開催し審議しました。これまでの準備状況は以上です。

1ページめくってください。今後の準備計画です。これから3月までの予定ですが、まず、9月中旬に危機管理方針、計画等の策定を終わりたいと思います。今、協賛金募集を行っています。10月24日から26日にみえ高文祭があり、これを第33回三重大会のプレ大会という位置付けで開催を予定しています。それから11月には総合開会式とパレード委託業者の選定を行う予定です。12月には運営要員数とその業務内容を各学校に通知する予定です。

21年度については、4月から7月までの間ですが、大体は直前の準備業務で追われることになると思いますが、4月には、111日前カウントダウンイベントを開催する予定ですが、まだ詳細は決めていません。

6月には、第3回の実行委員会を開催する予定です。そして本番を迎えるという形になります。最後に準備を進めるにあたっての留意事項ですが、生徒実行委員会を核にした企画、運営をしていくということが一つあります。それから、文化庁、あるいは全国高等学校文化連盟など関係機関との連絡を密にしておくこと、そして、3つ目がいかに広報活動を行い、高総文祭をいかに発信するかということです。以上です。

【質疑】

山根委員

最初の頃参画させていただいた時には、特別支援学校部門がメッセウイングで開催する、というのが出ていましたが、どうして津リージョンプラザになったのですか。

全国高校総合文化祭推進特命監

予算との関係で、開催経費が安くなるということで津リージョンプラザへ変更させていただきました。

山根委員

特別支援学校の経費を少なくしたということですか。

全国高校総合文化祭推進特命監

会場使用料が経費のかなりの割合を占め、運営経費を圧迫しています。そこで特別支援学校部門以外でもいくつかの部門で会場を変更しています。

委員長

群馬大会に行きましたが、非常に感動して帰ってきました。ただ大変だろうということも想像できますので、全体を総括する方、ご苦労様ですけど、頑張っていたきたいと思います。身体等壊さないようにしてください。

外国からの招聘ですが、京畿機械工業高等学校と他に新しくお招きするところもあるのでしょうか。ブラジルとかカンボジアとか書かれています。初めてのところに対して、高総文祭がどういう雰囲気か分からないと思うので、ビデオ、DVDとか、前もって送ってあげるとそれなりの覚悟をしてくると思います。それなりの覚悟がちょっと足りなかったかなという国があったような気がしましたが、これはあくまで想像ですが、何かコミュニケーションが足りなかったのかなと思います。これはすごい大会なんだと思えば、国を代表するような形で来て、それなりの物をやって下さると思います。そういうところを配慮するといいいかなと思います。準備の方、よろしく願いいたします。他によろしいですか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

### 報告3 各採択地区における平成21年度使用小学校教科書の採択状況について（公開）

（小中学校教育室長説明）

各採択地区における平成21年度使用小学校教科書の採択状況について、別紙のとおり報告する。

今年度は平成20年度から小学校において使用する教科書の採択の年に当たっています。各市町の教育委員会では、法令の定めにおきまして、それぞれの責任と権限において採択が行われました。

資料をご覧ください。県内には10か所の採択地区があります。その採択地区ごとに採択された教科書の発行社名を略称であらわしたものがこの一覧表です。本年度につきましては、どの発行社も教科書の内容を変更しなかったということもあり、平成16年度に調査した教科書と同じ教科書の中から採択を行いました。今回の採択では全ての採択地区で平成16年度に採択した教科書と同じ教科書を採択しています。なお、本年3月28日に新しい学習指導要領が告示され、小学校については平成23年度から全面的な実施となります。従いまして、小学校の教科書につきましては、平成22年度は、新しい学習指導要領に基づいた教科書を採択するということとなります。今回採択した教科書は平成21年度と平成22年度の2年間の使用となります。この一覧表につきましては、県のホームページに掲載して広く県民の皆様の閲覧に供しています。以上、報告をさせていただきます。

【質疑】

委員長

平成16年度と同じのを使うということですが、何かありますか。

井村委員

全く同じということは、全く問題がなかったということでしょうか。

小中学校教育室長

各採択地区でそれぞれの教育委員会の権限により、検討されて採択されたわけですので、従来の4年間使用したものに問題がなく、この教科書は良いと、この地域にとっては良いというふうに判断をして採択されたものと思います。

委員長

教育委員会と関係がないですが、私学の場合、教科書の採択というのは私学にお任せということですか。

小中学校教育室長

採択権限が私学の場合は校長です。校長の判断によって決まります。

竹下委員

前は大分問題になったと思いますが、社会科になるのか、歴史になるのか、新しい歴史とかいろいろありますね、今回は何も問題にならなかったのですか。

小中学校教育室長

あの時には随分、社会的に報道をされましたが、今回はそういう動きはありませんでした。

委員長

他はよろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -



## 報告4 平成20年度全国高等学校総合体育大会の結果について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

平成20年度全国高等学校総合体育大会の結果について、別紙のとおり報告する。

資料の1ページをご覧ください。平成20年7月28日から8月20日の日程で、本年度の全国高校総体が開催されました。7月28日には、埼玉スーパーアリーナにおいて総合開会式が行われ、テレビ等でもこの模様は放映をされています。なお、当日は副教育長が、開会式に参加した本県の選手団に激励の言葉をかけていただきました。

1ページ、2ページが主な成績です。1ページの団体のところでは、四日市南高校の登山が昨年に引き続き2年連続優勝しました。また、三重高等学校の女子ソフトテニスが初優勝しました。個人では、宇治山田商業高校の4百メートルリレーで9年振り4度目の優勝を果たすなど、大変うれしいニュースもありました。なお、優勝しました三校の関係者におきましては、8月27日に教育委員会を表敬訪問していただきました。以上です。

【質疑】

委員長

報告4はいかがでしょう。リレーはいいですね。いいですねというのはおかしいですけど、日本の銅メダルで非常に盛り上がっている時で、タイミングがいいですね。

ソフトテニスの初優勝というのは、今まではどういう状況だったのですか。ソフトテニスはかなり盛んだと聞いていますが。

スポーツ振興室長

ソフトテニスについては、同じ三重高校の男子では過去に幾度も優勝しているという歴史がありますが、女子については、4度目か5度目の出場だと思いますが、過去に入賞の経験はありません。今年初めて入賞、そして初優勝となりました。

委員長

分かりました。それではよろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

## 報告5 平成20年度三重県中学校総合体育大会、第30回東海中学校総合体育大会及び平成20年度全国中学校体育大会の結果について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

平成20年度三重県中学校総合体育大会、第30回東海中学校総合体育大会及び平成20年度全国中学校体育大会の結果について、別紙のとおり報告する。

資料1ページをご覧ください。三重県中学校総合体育大会は、7月26日から8月2日の日程で、県内の各地で開催されました。2ページから4ページまでがそれぞれの記録です。大変暑い時期でいろいろなことも心配されたわけですが、中学生の湧刺としたプレイが展開されて、大きな事故もなく無事に大会を終了することができました。なお、陸上競技については、10月11日、12日に伊勢の県営陸上競技場、そして駅伝競走については、11月22日に四日市中央緑地公園において、それぞれ開催する予定です。

資料の5ページは、東海中学校総合体育大会の結果です。8月5日から8月10日にかけて、静岡県内の各地において開催されました。三重県からは16種目に1300人の生徒が大会に参加をしています。結果は、5ページの団体の入賞一覧と、6ページの個人戦の入賞者一覧となっています。

平成20年度全国中学校体育大会ですが、資料の7ページをご覧ください。8月17日から8月25日にかけて、北信越ブロックの各県において開催されました。三重県からは16種目に約230名の選手が大会に参加しました。結果は、団体でソフトボール、相撲が準優勝する等大変うれしい結果となっています。また個人の部でも入賞がありました。以上です。

【質疑】

委員長

報告5はいかがでしょう。

井村委員

ソフトテニスが強いですよね。

スポーツ振興室長

矢淵中学では少年団が大変盛んで、伝統的に安定した力を持っています。

井村委員

少年団の指導者がいらっしゃる。

スポーツ振興室長

はい。

- 全委員が本報告を了承する。 -

## 報告6 国民体育大会第29回東海ブロック大会結果及び第63回国民体育大会について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

国民体育大会第29回東海ブロック大会結果及び第63回国民体育大会について、別紙のとおり報告する。

資料の1ページから4ページは、第29回東海ブロック大会の結果とその内容についてです。この資料で網掛けがしてあるのが、ブロック大会を通過して本大会に進んだところです。このまとめが資料の4ページです。左側の表は通過数と突破率で、三重県の欄を見ていただきますと、合計のところでは24種別が東海ブロック大会を突破しています。率にしますと12.5%で、4県の中では一番低くなっています。

右側の表は、成年男子、成年女子、少年男子、少年女子のそれぞれの通過種目を記載しています。少年男子は6種目で通過、少年女子は3種目で通過ということです。この結果と、予選をしない種目を併せて、チャレンジ大分国体ということで、9月27日から10月7日まで開催されます。なお、水泳競技、フェンシング、ゴルフ競技については、9月11日から9月15日の日程で、先行して開催されています。詳しい日程につきましては、資料の7ページをご覧ください。

なお、本県からは選手309名、監督・役員68名の377名の選手団が参加します。今年の期待する種目は、ラグビーの成年男子、陸上競技、ソフトテニス、テニス等です。ソフトテニス、テニスについては高校生に期待するところが大きいです。今年度も30位以上を目標に頑張っていきたいと考えています。選手団の結団・壮行式は、9月19日に三重県総合文化センター中ホールにおいて、知事、教育長の出席のもと、開催される予定となっています。以上です。

【質疑】

委員長

ちょっと気になる数字が並んでいるので説明を聞きたいのですが、4ページの極端な数字はどういう風に読めばいいのですか。

スポーツ振興室長

左側の表が、1位で突破、2位で突破、3位で突破、種目によっては1位しかいけないところがありますので、その数と比率です。それで合計としては192種別ある中で、三重県は24種別でしか突破できなかったということです。4県ですので平均しますと25%になるわけですが、三重県の分が愛知県にとられていたという、大変悔しい結果がここに反映されています。

右側の表は、通過数の内訳ということで、成年男子、成年女子、少年男子、少年女子、それぞれの種別でどれくらい通過できるかという表です。成年男子を見ていただきますと、21.2%で、25%まではちょっと届きませんが、そこそこ大人は頑張っているのかなあとということがここで読めるかと思います。ただし、成年女子、少年男子、特に少年女子は非常に突破率が低いものですから、このような結果となっています。

通過種目につきましては、この種目が予選を勝ち抜きましたということです。なお、これ以外に左の表の下の欄に東海大会を実施しない競技というのがあり、これは東海ブロック大会を実施せずに三重県の代表として本大会に出て行くということです。

委員長

説明を伺って分かりましたけども、競技とか種目があってその中の何%に三重県の人が出るかということですね。だから、単純計算すると、全部合わせると100%になるわけですね。たくさんの種目にエントリーして人口の多い県は必ず勝ちますよね。そうすると例えば愛知県が100人いて、三重県が10人では最初からパーセンテージが少ないですよね。三重県の人がいくら頑張っても人口のパーセンテージでいくと出たがらないですよね。そういう意味ではないのですか。

スポーツ振興室長

そういう意味ではありません。左側の表で愛知、静岡、岐阜、三重と並んでいるわけですが、例えば、ハンドボール、バレーボール、バスケットボールという種目があったとして、同じ人数でそれぞれ試合には各県からエントリーをしていきます。バスケットは愛知が1位で出ました。バレーボールは三重が1位で出ま

したということですので、決して人口が多いからということではなく、その県が抱えている競技力そのものがここに反映されていると考えています。

委員長

いや、これを見ているとなんとなく悔しいのです。特に女子の場合、こんなにひどい状況なのかというのが、ちょっと合点がいきません。どこに原因があるのですか。僕はスポーツが強ければよいと、単純には思っていない。しかし文武両方とも立派な人間を育てなければいけないというのが人材養成ですから、極端に悪くてもちょっと問題ですよ。

スポーツ振興室長

少年の女子と成年の女子も同じなのですが、今年が特にだめかというとは決してそうではありません。こういった傾向はずっとここ数年続いていました。我々としましても、何とかこのところの底上げを図りたいと思っているわけですが、まず一つには女子の高等学校では、部活動に取り組む人数の問題があるかと思えます。もう一つは、指導者の問題等々があげられると考えているところです。今後は小学生、中学生を含めたところからスポーツに関心の持てるような、そういったことを考えていく必要があるかなと思っているところです。

井村委員

人口割りにしても大体同じようなものですか。

委員長

単純ではありませんが、人口割りにすると、愛知が多いのは中国と一緒に、人口が多ければ割合が高くなりますよね。でも、三重は岐阜とあまり変わらないわけでしょう。

スポーツ振興室長

岐阜県はここ数年ずいぶん力を入れてきています。平成24年に国体を控えていて、数年前から競技力の強化を図ってきています。

委員長

そういう事情があるのですね。分かりました。

竹下委員

力を入れるというのは、他県から人材を引っ張って来るということですか。

スポーツ振興室長

そういうこともあるでしょうし、やはり県全体としての盛り上がりと言いますか、いろいろな工夫が岐阜県で数年前からされているように聞いています。

井村委員

その盛り上がりをさせるのは、教育委員会がさせるのですか。

スポーツ振興室長

そうですね。それは我々も、ということになるかと思えます。

高校教育室長

東海はレベルが高い。静岡も強い、岐阜も強い、愛知も強い、強いところに囲まれてそういう中で東海大会を勝ち抜くということは、全国である程度入賞は想定できます。

委員長

周りに強い県がたくさんあるということですね。

高校教育室長

そういうことです。岐阜県はスキーも強いですよ。だから国体の順位も上がっていくんですね。三重県は海に囲まれているからヨットか、といえばそうじゃありません。

委員長

分かりました。健全な育成ということでは体育も大事ですよ。

高校教育室長

三重県は企業スポーツが少ないです。静岡も企業がいっぱいあるし、愛知もあるし、岐阜はまあまあです。

委員長

いろんな事情が絡まってこうなっている、ということが大分わかってきました。

高校教育室長

おっしゃるとおりです。

竹下委員

力を入れているということは事実だとしても、岐阜がどうしてこんなに強いのだろうかというのは分かりません。三重県もそこそこには頑張っているつもりだから。

高校教育室長

岐阜は設備がぜんぜん違います。長良川球場とかいい施設があります。ポートでも全国一流の競技場があります。ポート競技では三重県はハード設備も遅れていますし、そういった点では非常に辛い思いです。

委員長

じゃあ、こういうのは逆に宣伝効果になるわけですね。もうちょっと力を入れないといけない、施設を沢山つくらないといけないということにもなるわけですね。

高校教育室長

スポーツ関係の人は皆思っているでしょう。

委員長

分かりました。

高校教育室長

J1ができないとか、プロ野球ができないとか、三重県は二つともだめなんです。全国的にはどちらかはたぶんできるのですが。

竹下委員

岐阜県と三重県を較べた場合に、岐阜県の方が圧倒的に裕福だという訳ではないのでしょ。むしろ三重県の方が良いのでは。

高校教育室長

いえ、会計予算から見ると岐阜の方がまだ上ですね。人口も三重県は186万ですが岐阜県は200万くらいです。だんだん追いついてきており、工業出荷額は岐阜県を抜きました。

竹下委員

この前、知事の話を知ったら、三重県はとても良いような印象を受けたんですけど。

高校教育室長

工業出荷額はそうです。昔は、NHKなどのニュースでも愛知、三重、岐阜と呼んでいました。最近は、愛知、岐阜、三重です。それはいつごろかと言いますと、昭和47年ぐらい、田中知事から田川県政になるところで岐阜がぐっと抜いたのですね、人口も。

教育長

その時はちょうど、その前の田中知事が開発路線で来て、公害問題で田川知事になって、それでブレーキをかけました。だから南の方の開発が軒並み止まりましたよね。だから、四日市で開発をして、それで津でNKK日本鋼管も進出し、その次は中南勢開発でトヨタを伊勢沖へ、あとは芦浜原発ということで思い描いていましたが、良いのか悪いのかそこでパタパタと止まりました。

委員長

分かりました。教育委員会でも努力しているにも関わらず、いろんな諸原因、諸事情があってということで、そういうことが良く理解できました。

- 全委員が本報告を了承する。 -

## 報告10 職員の懲戒審査の取扱いについて（公開）

（人材政策室長説明）

職員の懲戒審査の取扱いについて、別紙の通り報告する。

この報告は8月21日の教育委員会に一度報告させていただいたものについて、再度検討して報告させていただくものです。1ページは、懲戒審査の取扱いについて、審査要綱から抜き出して書いています。これは前回にも一度お読みいただいていますので、2ページをご覧ください。2ページが取扱要綱に形式的に沿った形で書いたフロー図です。所属長から規律違反報告書が教育長宛の文書で人材政策室に提出されて、さらにその規律違反報告に基づいて、懲戒申立を教育長に提出します。教育長は必要があると認めた場合は、懲戒審査委員会を召集します。必要ないと認めた場合はそこから訓告等の措置にいくというケースもあります。懲戒審査委員会の必要があると認めた場合は、そこで審査委員会を委員長である教育長が召集して、審査委員会は処分の量定や、あるいは懲戒処分の必要のあるなしを含めて検討した結果を教育長に答申し、最終的に教育委員会にお諮りする、という流れが要綱に書いてあります。

これについて、再度当室で検討した結果ですが、前回は懲戒申立についてすべて教育長が決裁をするという形で提案をさせていただきましたが、今回その部分を改めました。要綱第8条の懲戒審査の要否の判断です。要否の判断を人材政策室長の専決として位置づけます。いわゆる要綱の改正ではなくて、人材政策室長の専決の取扱いとし、その状況を教育長に報告するという形で処理をしたいということです。フロー図から言いますと、所属長から規律違反報告書が当室に提出されます。当室で教育長宛の懲戒申立書を作り、この際に懲戒審査委員会にかけるとすべきものか、あるいは訓告等の処置とするものかということを入材政策室長の

決裁で決めていくという取扱いにしたいと提案をさせていただきます。前回、すべての規律違反報告に対してすべて教育長まで決裁をあげて、そこで判断をするということは、人事の案件を扱う当室の機能がまったく無いのではないかというご意見もいただき、このような形で取扱いを変えたいという報告です。なお、申立書を作る際には、その申立書の中身についての議論の記録を付けて教育長に申し立てるという形は、前回のとおりです。よろしくお願いいたします。

**【質疑】**

委員長

前回いろいろとお話をしていただきましたが、何かありますか。

井村委員

よくなったという感じがします。数から言うと、これで8割、9割がた整理できるのではないのでしょうか。

人材政策室長

申立自体は人材政策室長で判断していきますが、懲戒及び訓告等として処理をする案件というのは、年間60、70ぐらいです。そのうち懲戒にかかるものが多い年で、20数件、今年は少ないと思っています。

竹下委員

少なくなりますか。

人材政策室長

まだ分かりません。これから6か月ありますので、今のところは少ないです。

委員長

そうですね、今のところは少ないですね。

人材政策室長

今年は今のところ5件です。

- 全委員が本報告を了承する。 -

**議案第28号 平成20年度教育功労者表彰について（秘密会）**

教育総務室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**報告7 宮川高校と相可高校の統合について（非公開）**

教育改革室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

**報告11 「小中学校の適正規模について（案）」について（非公開）**

教育改革室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

**報告8 指定管理者選定の進捗状況について（非公開）**

スポーツ振興室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

**報告9 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について（非公開）**

スポーツ振興室長が説明し、全委員が本報告を了承する。